

平成18年度第1回鹿沼市入札適正化委員会の概要

- 1 目的 本市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保する。
- 2 開催日 平成18年7月7日(金)午後2時から
- 3 開催場所 鹿沼市役所特別会議室
- 4 出席委員 委員長 田島隆雄
委員 高橋信正
委員 染宮守
委員 和田尚久
- 5 審議対象期間 平成18年4月1日から平成18年6月13日
- 6 対処案件 総数 36件
抽出案件 5件(内訳)指名競争入札 5件

別紙

議事等の概要

1 報告事項等

(1)平成17年度工事入札状況(130万円以下)について

事務局から、平成17年度中の130万円未満の入札について説明した。

(2)発注状況について

事務局から、平成18年度の発注状況について説明した。

(3)抽出結果報告

染宮委員から抽出事案を選定した理由について報告があった。

2 審議事項

(1)「市道Y358号線舗装工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市上永野
- ・都市建設部維持課発注

(2)「都市計画道路3.4.202古峯原宮通り舗装新設工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市下横町外
- ・都市建設部区画整理課発注

(3)「貝島西土地区画整理事業44街区外整地工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市貝島町
- ・都市建設部貝島西土地区画整理事務所発注

(4)「鹿沼市立南押原小学校給食室改修工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市磯町
- ・都市建設部設計課発注

(5)「配水管新設工事(栃窪地区)」について

- ・工事箇所 鹿沼市栃窪
- ・水道部施設課発注

審議結果

- ・いずれの案件とも不適正とする要因は認められなかった。

3 抽出案件についての主な質疑

指名業者名は公表されるのか。

- ・事後公表している。

鹿沼市建設工事請負業者選定要綱第10条の指名業者数はかなり前からこの数か。

・かなり前からこの数であるが、内規で細分化し運用している。要綱は最低の数であるため実際は基準より多く指名している。

市道Y358号線舗装工事は、指名業者数を決めてから選んだのか。選んでか

ら結果的に5社となったのか。

- ・選定した結果5社となった。

鹿沼市建設工事請負業者選定要綱第11条のランク毎の業者数は。

- ・業種ごとの登録者数及び市内のランク別業者数を説明し、全体的な業種毎、ランク毎の業者数については、次回の委員会で資料を提出することとした。

指名したときのチェックリストは作成しているか。

- ・チェックリストは作成している。指名選定理由書を配布し、入札契約適正化法に基づき公表している旨説明した。

指名選定理由書にはそれぞれ丸印があり、適切な業者を選定していることにはなるが、なぜこの5社を選定したのかということの説明されたい。

- ・指名選定にあたっては、地域の活性化、市内業者の育成等を考慮し、市内の業者を優先的に選定し、市内の業者で技術的なこと等でできないものは市外の業者も含めて選定している。本件については地域性を考慮して選定。

5つの案件について指名選定理由書を基に、それぞれの選定理由を説明した。

市道Y358について、栗野でCランクの業者は他にないか。

- ・旧栗野町では、舗装業者は5社しかない。

業者とすると過去の状況やランク付け等から、どこが指名されているか推測できるのではないか。

- ・業者としては、自分や他の業者がどのランクにあるかは公表しているのでわかる。指名業者を推測できたとしても、果たしてその業者が指名されているかどうかはわからないと考えている。

鹿沼市では総合評価方式の検討をしているか。

- ・栃木県を含め、県内市町で協議会を設置し研究している。鹿沼市も参加しているが、鹿沼市としていつごろから総合評価方式を導入するか決まっていない。

資料3ページの「貝島西土地区画整理事業44街区外整地工事」と「貝島雨水建設工事その1」はそれぞれ土木1と土木2で16社ずつの指名だが、どのようにして選定したのか。

- ・土木1及び土木2のBランク業者は32社あり、公平な入札機会の確保と地域性などを考慮して選定した。

辞退の理由は。

- ・会社休業のため辞退。また、別件では、入札に対する諸準備が間に合わないとの理由により辞退。

「鹿沼市立南押原小学校給食室改修工事」について、業者選定は地域性を考慮して選定したにしては遠い業者もあるがどうなのか。

- ・地域性だけでなく、今までの指名回数なども考慮して選定している。

指名選定に使用している資料で、どこに何回指名しているとの資料は添付できないか。

・できない。

指名停止を受けた場合の指名回数についてはどうか。

・指名停止期間中に指名回数が減ったとしても、次回以降でその分を補充することはない。

指名業者指名選定理由書の各項目の意味を説明願いたい。

分離分割の意味も説明願いたい。

・鹿沼市発注の建設工事請負契約に係る指名基準により説明した。

分離分割については、当該工事の近くでの施工業者を指名しないこと、前工事に引き続いて施工する場合は、前工事施工者を除く取り扱いとしていること等を説明。

鹿沼市建設工事請負業者選定要綱の第12条に「直近下位」とあるが、実際にそれにより選定することがあるのか。

・たとえばBランクの工事で、Bランクの業者が足りなく、工事自体がCランクに近い工事などのときはCランクの業者から選定することがある。逆にBランクの工事でもAに近い工事の場合、Bランク業者が足りなければ、Aランク業者から選定することもある。

休業中の業者については、登録から除くのか。また、新規登録業者もあるのか。

・休業中のものは、選定の場に出ないようにしておく。また、業者登録については、2年毎の定期的なもの、中間の臨時的なもの、市内業者の随時受付の機会がある。

調査基準価格と失格基準価格について説明願いたい。

・鹿沼市の130万円以上の競争入札に適用される低入札価格調査制度について説明した。

調査基準価格及び失格基準価格は秘密事項のため説明できない。

低い価格で落札した工事の監理体制はどのようになっているか。

・低入札価格調査対象工事の場合、良質で安全な工事の施工を確保するため、監督員のほかに主任監督員を置き、2名体制で監督業務を行う。

予定価格は事前公表か。

・先月までは事前に告示していた。今月からは指名通知に記載及び閲覧により公表している。

21 電子入札の検討は。

・ASP方式の電子入札を準備している。8月には実証実験を行い、9月から本運用していく。

- 22 公募型指名競争入札は。
- ・今のところ予定なし。
- 23 低入札価格調査制度の保留となる率はどのくらいか。また、その多くは落札となるのか。不落となるのか。
- ・昨年から今年度の状況について説明。また、落札・不落については、書類に誤り等があり業者から断ることも考えられるが、これまでににおいては、低価格でもできるということで落札意欲を示す業者ばかりであり、不落となった事例はない。
- 4 指名停止の運用状況について
- ・本年4月1日から6月13日までの指名停止の状況を説明した。
- 5 その他
- ・本年4月1日から6月13日までに談合情報及び再苦情はないので、今回資料提出はしてない旨説明。
 - ・次回の抽出委員は高橋委員になる旨説明。5件から10件を選び、委員会ではその中から審議することとする。
 - ・次回委員会は1月に開催するが、日時の決定は後日とする。
 - ・鹿沼市の登録業者で、業種別かつランク別の業者数については、次回の委員会の資料として提出する旨説明。
 - ・次回、随意契約についてフローなどで説明してほしいとの要望が委員から出されたため了承した。
- 6 閉 会 午後4時07分